

令和2年分年末調整について

新型コロナウイルス感染症が依然として収束の兆しを見せず、例年行われている年末調整説明会の開催が中止となっております。そこで今回は、本年の年末調整の注意点をまとめてみたいと思います。

1 基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられ48万円(前年は38万円)になります。但し、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人の基礎控除額は32万円、合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人の基礎控除額は16万円、合計所得金額が2,500万円超の基礎控除額は0円となります。尚、年末調整で基礎控除の適用を受けようとする人は「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となります。

2 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ最低55万円(前年は65万円)となり、給与等の収入金額の上限が1,000万円超から850万円超に引き下げられ給与所得控除額の上限が195万円となります。つまり給与等の収入金額が850万円より多くても給与所得控除額は195万円より増えないこととなります。

3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

給与等の収入金額が850万円超の人は給与所得控除引き下げの影響により増税となります。次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額(収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を給与所得の金額から控除することとされました。

- ①本人が特別障害者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

尚、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

4 扶養控除等の合計所得金額要件の改正

給与所得控除等の改正により、次の合計所得金額要件が見直しとなります。

	合計所得金額の要件	
	令和元年	令和2年以降
同一生計配偶者・扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超～123万円以下	48万円超～133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

5 ひとり親控除の創設及び寡婦(寡夫)控除の改正

ひとり親控除は、「未婚のひとり親」について従来の寡婦控除の適用がなかった為に設けられました。ひとり親とは、所得者が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、下記の要件に該当する人です。性別は問いません。ひとり親控除額は35万円となります。

- ①総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっている人を除く)がいること
- ②本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

寡婦控除はひとり親に該当しない人とされ、以下の要件に該当する人です。なお特別の寡婦控除と寡夫控除は廃止されました(ひとり親控除に移行)。寡婦控除の控除額は27万円となります。

- ①夫と死別、離婚、生死不明の状態であること(離婚の場合は扶養親族があること)
- ②本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

6 年末調整手続きの電子化について

令和2年分以後の年末調整手続きにおいて、従業員が勤務先企業に対して書面で提出していた年末調整申告書(給与所得者の保険料控除申告書等)や保険料控除証明書等を電子データで提出できるようになりました。

以上のように本年の年末調整は昨年からの変更点が多くあります。他にも書類の記入方法の変更や細かな注意点がございまして、詳しくは国税庁ホームページや税務署から送付される「令和2年分年末調整のしかた」をご参照ください。